

# 大和市市税条例の一部改正（案）について

## ご意見をお寄せください

市は、「大和市市税条例」について、地方税法改正に伴う一部改正を進めています。このたび、その改正（案）がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

### 1. 募集期間

令和8年9月14日（月）～令和8年10月16日（金）（必着）

### 2. 提出方法

氏名、住所、意見を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

意見書は市ホームページで取得できますが、任意の書式でも構いません。

- ① 直接持参または郵送
- ② F A X
- ③ 市ホームページから電子申請

### 3. 提出先

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

大和市役所本庁舎2階 資産税課

（FAX）046-263-6843

（電子申請 URL）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=135388](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/offer/offerList_detail?tempSeq=135388)

※直接持参の場合、平日の8:30～12:00 又は 13:00～17:00 にお越しください。

※電話・窓口等での口頭によるご意見は受け付けません。



### 4. 回答方法

寄せられたご意見は、市の考え方とともにホームページなどで公表します。

※個々のご意見に直接回答はいたしません。

### 5. 資料の閲覧場所

市役所資産税課（市役所本庁舎2階）、情報公開コーナー（本庁舎1階）、大和市保健福祉センター、各分室・連絡所、各学習センター、各図書館

※市のホームページにも掲載しています。

### 6. 問合せ先

大和市役所本庁舎2階 総務部 資産税課 （TEL）046-260-5237

### 資 料

- ・「大和市市税条例の一部改正（案）について」

# 大和山市税条例の一部改正（案）について

## 1. 背景等

- ・平成 24 年度の税制改正により、法律の定める範囲内で地方自治体が地域の実情に応じて、固定資産税などの特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」が導入されました。
- ・再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）発電設備については、平成 28 年度にわがまち特例の対象に加わり、本市は市税条例に特例割合等を定めて、償却資産に係る固定資産税を減額する規定を設けています。
- ・令和 8 年 3 月の地方税法改正により、再生可能エネルギー発電設備について国が定める特例割合等が見直されたことを受け、市税条例の見直しが必要となりました。
- ・固定資産税は、次の計算式により算出されます。

$$\text{固定資産評価額} \times \text{わがまち特例の特例割合} \times \text{税率 } 1.4\% = \text{固定資産税額}$$

## 2. 改正の考え方

- ・これまで本市では、温室効果ガス削減のため太陽光発電設備の設置や補助を進めていること等から、太陽光発電設備についてのみ特例割合を国が定める範囲の下限值（最大の減額割合）とし、その他は地方税法に定められている参酌基準※としてきました。

※「参酌基準」とは、地方自治体が条例を制定する際に、十分参照したうえで判断しなければならない基準のこと

- ・今回の市税条例の改正にあたっては、引き続き、太陽光発電設備については国が定める特例割合の範囲の下限值とし、風力、バイオマス等に係る再生可能エネルギー発電設備については参酌基準どおりとします。

## 3. 改正の内容

### (1) 太陽光発電設備に係る見直し

- ・法改正によりシリコン系太陽電池が対象外となり、ペロブスカイト太陽電池に特化されました。

| 対象設備             |            | 現 行<br>参酌（国の定める範囲）         |   | R8.4～<br>国の定める範囲          |
|------------------|------------|----------------------------|---|---------------------------|
| 太 陽 光<br>発 電 設 備 | 1,000kW 未満 | 種類の制限なし<br>2/3（1/2～5/6）    | ➡ | ペロブスカイトのみ<br>1/2（1/3～2/3） |
|                  | 1,000kW 以上 | 種類の制限なし<br>3/4（7/12～11/12） |   |                           |

※網掛け部分については、現行の本市が採用している特例割合および採用予定の特例割合

### (2) その他の見直し等

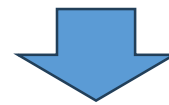
- ・風力発電設備のうち洋上風力については、海域における風力を活用するものであり、海に面していない本市の地理的条件においては設置されることがないため条例に規定を設けないとともに、バイオマス発電設備のうち 1 万 kW 以上 2 万 kW 未満の区分については、地方税法改正後は特例措置の対象外となるため、規定を削除します。

## 4. 今後の予定

R8.12 議案提出、改正条例施行

## &lt;具体的な特例割合等&gt;

| 地方税法 改正前      |                   |                               | 市税条例 改正前   |
|---------------|-------------------|-------------------------------|------------|
| 対象設備          | 区分                | 課税標準の特例割合<br>※参酌割合<br>(下限～上限) | 条例で定める特例割合 |
| 太陽光<br>発電設備   | 1,000kW 未満        | 2/3<br>(1/2～5/6)              | 1/2 (下限)   |
|               | 1,000kW 以上        | 3/4<br>(7/12～11/12)           | 7/12 (下限)  |
| 風力<br>発電設備    | 20kW 未満           | 3/4<br>(7/12～11/12)           | 3/4 (参酌)   |
|               | 20kW 以上           | 2/3<br>(1/2～5/6)              | 2/3 (参酌)   |
| バイオマス<br>発電設備 | 10,000kW 未満       | 1/2<br>(1/3～2/3)              | 1/2 (参酌)   |
|               | 10,000kW～20,000kW | 2/3<br>(1/2～5/6)              | 2/3 (参酌)   |



| 地方税法 改正後      |                    |                               | 市税条例 改正案          |
|---------------|--------------------|-------------------------------|-------------------|
| 対象設備          | 区分                 | 課税標準の特例割合<br>※参酌割合<br>(下限～上限) | 条例で定める特例割合        |
| 太陽光<br>発電設備   | ペロブスカイト            | 1/2                           | 1/3 (下限)          |
|               | 太陽電池               | (1/3～2/3)                     |                   |
| 風力<br>発電設備    | 洋上風力<br>(再エネ海域利用法) | 3/5<br>(1/2～7/10)             | —                 |
|               | 陸上風力 等             | 2/3<br>(1/2～5/6)              | 2/3 (参酌)          |
| バイオマス<br>発電設備 | 10,000kW 未満        | 1/2<br>(1/3～2/3)<br>※変更なし     | 1/2 (参酌)<br>※変更なし |
|               | 10,000kW～20,000kW  | 対象外                           | —                 |

・水力発電設備及び地熱発電設備については変更がないため省略しています。